

環 循 規 発 第 1903053 号
平 成 31 年 3 月 5 日

各 都 道 府 県 ・ 各 政 令 市
産 業 廃 棄 物 行 政 主 管 部 （ 局 ） 長 殿

環 境 省 環 境 再 生 ・ 資 源 循 環 局
廃 棄 物 規 制 課 長
（ 公 印 省 略 ）

「産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号等
取扱要領」における都道府県及び政令市固有番号の追加について（通知）

産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号等については、平成30年3月30日付け環循規発第18033022号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知別添の「産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号等取扱要領」（以下「要領」という。）に基づく付与手続を整理しているところである。

要領においては、許可番号等の付与における各都道府県及び各政令市の固有番号を定めているが、昨年10月に「地方自治法第252条の22第1項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令」（平成30年政令第304号）が公布され、平成31年4月1日付けで山形市、福井市、甲府市及び寝屋川市が中核市となり、新たに産業廃棄物行政を担うこととなった。

については、これらの市に対して以下のとおり政令市固有番号を付与するとともに、要領別紙1を別添のとおり改正し、平成31年4月1日付けで施行することとしたので通知する。

政令市名	政令市固有番号
山形市	1 3 0
福井市	1 3 1
甲府市	1 3 2
寝屋川市	1 3 3